

独立行政法人建築研究所
平成 25 年度業務実績評価調書

平成 26 年 8 月

国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成 25 年度計画			
1. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためとるべき措置		—		
(1) 研究開発の基本的方針		—		
① 社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応 ・下記に示す研究開発を重点的研究開発として、重点的かつ集中的に実施する。 ア) グリーンイノベーションによる持続可能な住宅・建築・都市の実現 イ) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現 ウ) 人口減少・高齢化に対応した住宅・建築・都市ストックの維持・再生 エ) 建築・都市計画技術による国際貢献と情報化への対応 ・研究所全体の研究費のうち、概ね 75%を充当する。	・中期計画に示す重点的研究開発課題に該当する研究開発を推進し、明確な成果を早期に得ることを目指すため、本年度においては、個別研究開発課題（新規 2 課題、継続 10 課題）を的確に実施することとし、研究所全体の研究費（外部資金等を除く）のうち、概ね 75%を充当する。 ・研究所として、重点的研究開発課題の進捗状況を適切に管理する。	S	・重点的研究開発課題 12 課題に対し、総研究費の 74%を充当したことは適切であり、評価できる。 ・「木材の利用促進に資する中層・大規模木造建築物の設計・評価法の開発」に関しては、木造 3 階建て校舎の実現を目指して精力的に実験を繰り返し、防火基準の見直しのための技術資料を整備した点が高く評価できる。 ・CLT の強度・構造性能評価法に関する研究も多くの成果を挙げ、技術資料として取りまとめられたことは評価できる。 ・「省エネ基準運用強化に向けた住宅・建築の省エネルギー性能評価手法の高度化」においては、最新の省エネルギー技術を対象に含む省エネルギー性能評価手法を提案し、関	・限られた人的資源を考慮すると、重点的研究開発課題の実施にあたり、多くの課題で共同研究、外部との人的交流が図られている点は評価できる。しかし、「住宅価値の長期的な維持・向上のためのマネジメント技術に関する研究」、「高齢者等の安定した地域居住に資するまちづくり手法の研究」といった外部に分厚い研究者層・研究実績が存在する課題、および「建築物の技術基準への適合確認における電子申請等の技術に関する研究」のように外部の専門知識がより多く必要とされる課題などの重点的課題については、外部の研究者・研究機関

			<p>連告示に反映させるという成果を挙げたことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災被災を受けた「天井の耐震設計に係るモデル化・諸元の設定方法等に関する研究」においても、精力的に検討を重ね、その成果は建築基準法施行令ほか天井脱落対策関連告示に反映されたことは評価できる。 ・以上に見られた成果は、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると評価できる。 	<p>を糾合した取り組みが必要とされる場合も多いのではないかと。</p>
<p>② 基盤的な研究開発の計画的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基礎的・先導的な研究開発を、競争的資金等外部資金も活用しながら、中長期的視点に立ち計画的かつ積極的に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、住宅・建築・都市に関する技術の高度化や研究所のポテンシャルの向上などに必要となる基礎的・先導的な研究開発（基盤的研究開発）について、中長期的視点に立ち計画的かつ積極的に実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的・先導的研究である基盤研究として、運営交付金によるもの32課題、競争的資金によるもの36課題が実施された。このうち運営費交付金によるものについて、将来、成果が国の技術基準等に反映する見込みがあるもの23課題、関連行政施策の立案等に反映見込みがあるもの4課題と見込まれ着実な実施状況にあると評価できる。 ・基盤研究として実施されている研究テーマは、重要かつ社会的なニーズを踏まえて選定されており、かつ、研究として先端的であるものと認められる。 ・新時代の研究ニーズに応じて「グリーンビルディングの火災安全上の課題に関する調査」、「個別分散型空調システムの制御特性把握によるエネルギー効率評価の高度化」の2課題が新規に着手されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興、東京オリンピック特需に直面して、建築費高騰、技能者不足が大きな問題となっている。建築研究所の研究の主眼が技術基準原案の検討にあるとはいえ、技術開発の促進、技能水準の確保なくして、建築物の品質確保はおぼつかない。諸外国の国立建築研究機関と比較した場合、産業政策、技術革新、生産性向上、技能保全に関する研究が欠落している印象は否めない。より広い視野からの検討が必要ではないかと。 ・建築研究所の目的は「建築・都市計画技術」の向上とされているが、建築に比較して都市計画技術の向上に関しての基盤研究が手薄になって

			<ul style="list-style-type: none"> ・「携帯型情報端末を用いた現地調査の効率化」では支援ツールの改善、一般公開による普及促進をはかり、「木造枠組壁工法建築物の大地震時の倒壊解析手法の開発」ではソフトウェア(wallstat)の機能を拡大して公開を継続するなど具体的な成果が上がっており、全体として基盤研究課題は着実な実施状況にある。 	いるのではないか。
(2) 研究開発を効率的・効果的に進めるための措置		—		
① 他の研究機関との連携等 <ul style="list-style-type: none"> ・国内外の公的研究機関、大学、民間研究機関等との共同研究を、中期目標期間中の各年度において40件程度実施する。 ・国の機関に加え大学、民間研究機関等との人事交流を推進するとともに、テニュアトラック制度による若年任期付研究者の採用を計画的に推進する。 ・客員研究員又は交流研究員として、毎年度35名程度の研究者を受け入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発を効率的・効果的に推進するため、研究開発テーマの特性に応じ、外部の研究機関等との共同研究(目標:40件程度)を積極的に実施するとともに、研究成果の普及を推進するため政策研究大学院大学との共同事業を推進する。 ・他の研究機関との人事交流を推進するとともに、テニュアトラック制度による若年任期付研究者の採用を計画的に推進する。 ・客員研究員又は交流研究員として、国内の大学や民間研究機関等から35名程度の研究者の受入れを実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究は3年連続で増加し、中期計画数値目標の40件を上回る55件を実施していることは評価できる。 ・研究員の受入数は、4年連続で増加し、客員研究員31名、交流研究員25名、計56名は数値目標の35名を大幅に上回っていることは評価できる。 ・若年任期付研究者は5名の採用実績があり、テニュアトラック制度により1名を任期を定めない研究員としたことは評価できる。 ・年度計画に盛り込まれた政策研究大学院大学との共同事業の推進については、1(3)②、1(5)①の記述も含めて、実績ありと評価できる。 ・様々なレベルで多様な共同研究等が実施されており、連携が適切に進めていると評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1-(1)-①に関して記したように、課題の内容と建築研究所のリソースのバランスを考慮したより戦略的な提携を促進する必要がある。

<p>② 研究評価の的確な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究課題の選定及び研究開発の実施にあたっては、内部評価と外部評価により、事前、中間、事後の評価を行い、当該研究開発の必要性等について評価を受ける。 その際、他の研究機関との重複排除を図る観点から、関連研究機関の研究内容等を事前に把握する。 研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表を原則とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究課題の選定及び研究開発の実施にあたっては、研究所の研究評価実施要領に基づき、自己評価、内部評価及び外部評価を適切に実施し、評価結果を適切に反映させる。その際、他の研究機関の研究開発との重複排除を図る。 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 適切な第三者による研究評価が実施されていると評価できる。 研究評価実施要領に基づき、事前評価、中間評価、事後評価において、自己評価、内部評価、外部評価をそれぞれグループ等の単位ごとに実施しており、その結果を研究の遂行に適切に反映させている。後継課題の事前評価と一体で終了課題の事後評価を予備的に実施するなど、論理的であり、着実な実施状況にあると評価できる。 中期計画、年度計画に照らして、着実な実施状況にあると評価できる。 	
<p>③ 競争的研究資金等外部資金の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究所として引き続き「一人一件以上申請」の目標を掲げるとともに、研究代表者として他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより獲得に努める。 これにより、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るとともに、自己収入の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 中期目標及び中期計画等に基づき組織的かつ戦略的に取り組み、研究所のポテンシャル及び研究者の能力の向上と自己収入の確保に努める。 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争的研究資金等外部資金獲得数は新規 11 課題を含む 36 課題で、近年の水準を保っている。一方、その金額は前年を大幅に上回っているが、これは新制度による助成獲得の結果であり、着実な実施状況にあると評価できる。 上記のうち、科研費は新規 9 課題を含む 29 課題で前年度までの増加傾向から反転したが、金額は増加している。 競争的研究資金の獲得のため、審査会において申請内容の事前ヒアリングが行われ、より大きな額の獲得、質の高い研究成果となるよう指導が行われおり、組織的、戦略的な獲得に努めていることは評価できる。 	

<p>(3) 技術の指導及び成果の普及</p> <p>① 技術の指導等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築研究法第14条による指示があった場合は、法の趣旨に則り迅速に対応する。 ・先導的技術の評価業務、国の技術基準の作成に係る技術的支援、災害調査など緊急性、基準作成との関連性及び中期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・先導的技術の評価業務、国の技術基準の作成に係る技術的支援、災害調査などについて、緊急性、基準作成との関連性及び中期計画に基づく研究開発の進捗状況等に留意して実施する。 	<p>—</p> <p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能評価、天井の耐震設計、エスカレーター・エレベーターの脱落防止、住宅性能表示制度の見直し等に関連して平成25年度に新たに公布・策定された国の技術基準が8件に及んだことは評価できる。 ・埼玉県・千葉県等を襲った竜巻、淡路島付近の地震、首都圏の大雪など頻発した自然災害に対して、緊急調査を行ったことは評価できる。 ・災害公営住宅の基本計画策定に対する技術的支援を行ったことは評価できる。 ・新規の取り組みとして長期優良住宅化リフォーム推進事業に対する技術指導等の他、住宅・建築物省CO2先導事業の評価に係る技術指導を行ったことは評価できる。 ・これら国等に対する技術的支援が積極的になされたことは高く評価でき、優れた実施状況にあると評価する。 	
<p>② 成果の普及等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成を通じて技術基準の普及に協力する。 ・成果報告書や広報紙の作成、それらのホームページを通じた発信、成果発表会の開催、学会での論文 	<ul style="list-style-type: none"> ・重点的研究開発の成果等について、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用しうる形態により取りまとめるとともに、解説書等の作成を通じて技術基準の普及に協力する。 ・成果報告書や広報紙の作成、 	<p>S</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ基準関連の計算支援プログラムに関する出版・公表・HP等による普及推進、天井の脱落防止に関する告示の解説、被災建築物応急危険度判定支援ツールのApp Storeを通じた無償公開、講演会の開催、LCCM住宅の一般向け見学会や子供と対象としたチビッコ博士2013等の一般 	

<p>発表、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、成果等の効率的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果発表会については、発表会の開催、国際会議の主催等を通じて、毎年度10回以上の発表を行う。 ・査読付き論文については、毎年度60報以上を目指す。 ・毎年度2回研究施設の公開日を設け、広く一般公開する。 ・研究所のホームページについて、毎年度450万件以上のアクセス件数を目指す。 ・知的財産権を適切に確保するとともに、普及活動に取り組み活用促進を図る。知的財産権の管理及び審査に当たっては、客観性、公益性の確保に努め、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、登録・保有コストの削減等を図る。 	<p>それらのホームページを通じた発信（目標：アクセス件数450万件以上）、成果の発表会の開催（目標：10回以上）、学会での論文発表（目標：査読付論文60報以上）、施設の一般公開、適切なニュースリリース等を通じたメディアでの発信などの様々な広報手段を活用し、建築関係者のみならず広く国民に対し、成果等の効率的かつ効果的な普及・広報活動を展開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産ポリシーに基づき、成果に関する特許等の知的財産権を適切に確保するとともに、それら知的財産の普及活動に取り組み活用促進を図る。 		<p>公開の実施など、目覚ましい成果があったと評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築研究資料「建築物における天井脱落対策に係る技術基準の解説」の出版と講習会・ウェブページ掲載は、時宜を得た重要な貢献であるものと評価できる。 ・ホームページアクセス数743万件、成果発表会開催11回、査読付論文71報、施設の一般公開6回など、数値目標を上回った実績を達成していることは、迅速幅広な情報発信を重視し、分かりやすさを含め掲載情報の充実に努めた結果として評価できる。 ・以上に見られた成果は、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると評価できる。 	
<p>(4) 国際連携及び国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の研究機関等との共同研究は、二国間の取決である科学技術協力協定等に基づいて行う。 ・海外からの研究者については、毎年度20名程度を受け入れる。 ・耐震技術、環境技術などの成果の国際的な普及や規格の国際標準化への支援等を行うことにより、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。 ・研究開発の質の一層の向上を図るため、職員を国際会議等に参加さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外の研究機関等との共同研究、人的交流などの研究交流を進めることとし、本年度においては、海外から20名程度の研究者の受入れを実施する。 ・耐震技術、環境技術などの成果を広く海外に普及させるとともに、各種規格の国際標準化への支援等に対応し、アジアをはじめとした世界への貢献に努める。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの研究者受け入れ実績は20名であり、中期計画、年度計画の目標値を達成していることは評価できる。 ・これまでの国際関係活動を整理・体系化し、「国際活動実行計画」を策定したことは優れた実績として評価できる。 ・国際会議の参加に関しては、東京においてCIB理事会を開催した実績が高く評価できる。 ・研究開発の質の一層の向上を図る 	

せる。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発の質の一層の向上を図るため、役職員をCIB（建築研究国際協議会）、ISO（国際標準化機構）、RILEM（国際材料構造試験研究機関・専門家連合）等の国際会議等に参加させる。 		<p>ため積極的に役職員を国際会議等へ派遣し、33件、延べ47名を派遣したことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的に海外の研究機関との研究協力を実施するとともに、研究協力協定を締結している。平成25年度においては、25件の共同研究・研究協定を締結して研究協力を進めている。 	
<p>（5）地震工学に関する研修生の研修及び国際協力活動</p>		—		
<p>① 国際地震工学研修の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際協力機構等との連携により、長期・短期あわせて毎年度30名程度の研修を実施する。 ・研修内容の充実に努めるため関連研究を着実に実施するとともに、世界で発生した大地震に関するデータベースや英語講義ノートの充実・公表等により、研修の広報・普及と研修効果の充実に努める。 ・途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的实施に引き続き努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震工学に関する研修について、国際協力機構等との連携により、開発途上国等から長期・短期あわせて30名程度の研修生を受け入れる。そのうち、長期の研修である「地震工学通年研修」については、政策研究大学院大学と連携して修了生に修士号学位を授与するプログラムとして実施する。 ・研修に関連する研究を着実に実施し、開発途上国等における地震防災対策の向上に資するよう研修内容の更なる充実等を図るとともに、全世界で発生した大地震に関するデータベースの構築などを進め、研修の広報・普及と研修効果の充実に努める。 ・途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするため 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・長期・短期の研修生受け入れは30名、うち長期の研修である「地震工学通年研修」の受け入れは21名（24年度10月受け入れの研修生21名全員に政策研究大学院大学より修士号を授与）と、中期計画、年度計画を達成したことは評価できる。 ・研修に関連する研究を14課題実施し、全世界で発生した地震のデータベースを改良・更新し、また英文講義ノートの公開、E-ラーニングシステムの導入、修士論文梗概の公開を実行する等、中期計画、年度計画は着実に実施されたことは評価できる。 ・建築研究所が平成25年度に新たに提案・準備（実施は26年度より）した地震多発地帯にある中南米諸国向けの耐震工学コースは、スペイン語によるコース新設であり、また、研修の総仕上げとし 	

	の検討を引き続き行う。		て派遣国の一つで構造実験を行い、より広い範囲に研修の成果をいきわたらせることを目論んだ斬新な試みでもあり、研修の飛躍的發展を達成したのものとして、特筆すべき成果と評価できる。 ・昭和 35 年から継続した研修修了生が人材育成にも繋がり、多くの研修生が世界各地で様々な形で活躍していることについては評価できる。 ・以上に見られた成果は、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると評価できる。	
② その他の国際協力活動の積極的な展開 ・開発途上国からの研究者等を受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。 ・地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力に資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）による建築・住宅地震防災国際ネットワークプロジェクトの中核機関として、地震防災関係の国際ネットワークづくり等に努める。	・開発途上国からの研究者を積極的に受け入れるほか、諸外国からの要請に基づく災害調査、その他技術調査や技術指導のために、海外への職員派遣を推進する。 ・地震学や地震工学に関する世界共通の課題の解決に貢献する研究開発など国際協力に資する活動を行うとともに、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）のプロジェクトの推進に努める。	A	・JICA と連携して 11 か国 11 人の研究者を受け入れていることは評価できる。 ・海外への職員派遣に関しては、JICA の要請による 3 件の技術協力案件に対し 4 名の職員を海外研究機関に派遣した実績については評価できる。 ・UNESCO プロジェクトの推進のほか、開発途上国からの研修生の受け入れ、海外への職員派遣など、国際協力活動は引き続き着実に実施されたと評価できる。	
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 効率的な組織運営 ・研究開発ニーズの高度化、多様化		—		
	・研究開発ニーズの高度化、多	A	・建築研究所の独立行政法人化以来、	

<p>等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究支援業務の質と運営効率の向上を図るとともに、管理部門の職員数を抑制する。 	<p>様化等への機動的な対応や業務運営の効率化の観点から、研究部門での職員をフラットに配置する組織形態を基本とし、効率的な運営体制の確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究支援業務の質と運営効率の向上を図る。 		<p>フラットな組織形態は維持されており、分野横断的な取り組みが必要な研究課題 10 課題に対してはプロジェクト・チームを組んで対応していることは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究支援部門の職員数は 27 名に減っているが、外部研修会等への参加を積極的に促すことによりスキルアップを図る等の努力が払われたことについては評価できる。 	
<p>(2) 業務運営全体の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き情報化・電子化及び外部への委託が可能な業務のアウトソーシングの推進等、業務の効率化により、高度な研究の推進が可能な環境を確保するとともに、適正な運営管理を進める。 内部統制については、引き続き充実・強化を図る。 対価を徴収する業務については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その算定基準を適切に設定する。寄附金については、受け入れの拡大に努める。 業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当し行う業務については、一般管理費について、平成 22 年度予算額に対し、平成 27 年度までに 15%、業務経費について、平成 22 年度予算額に対し、平成 27 年度までに 5% に相当する額を削減する。 随意契約等見直し計画を着実に実 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き電子的情報共有システムの活用等による情報化・電子化、研究施設や庁舎の保守点検業務等外部への委託が可能な業務のアウトソーシングの推進等、業務の効率化により、高度な研究の推進が可能な環境を確保するとともに、適正な運営管理を進める。また、内部統制の充実・強化に努める。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額については、平成 24 年度予算に対し 3% 削減した予算額の範囲内で経費の節減に努める。また、業務経費のうち業務運営の効率化に係る額については、平成 24 年度予算に対し 1% 削減した予算額の範囲内で経費の節減に努め、これらにより効率的な執行を行う。 契約については、「独立行政法 	A	<ul style="list-style-type: none"> 年度計画における経費削減目標は、一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額、および業務経費のうち業務運営の効率化に係る額のいずれも、前年比削減目標を達成していることは評価できる。 2 者以上の一般競争入札参加者が見込みにくい試験研究機器の保守・点検については、検討の結果、平成 26 年度に「参加確認型公募」を試行し、検証することとしたことは評価できる。 情報化・電子化を図り、外部委託が可能な定型的業務についてアウトソーシングを推進するなど、高度かつ効率的な研究の推進が可能な環境確保に向けた取り組みがなされるとともに、人間を対象とする研究に関する倫理規程の制定に向けた検討が行われたことは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究費の不正使用防止については、注意喚起だけでなく、より積極的な対策が望まれる。 コンプライアンス研修の出席率の向上等コンプライアンスの遵守に関する取組の充実が望まれる。

<p>施するなど、契約の適正化に向けた取組を推進するとともに、業務運営の効率化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する。 	<p>人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施するなど、契約の適正化に向けた取組を推進するとともに、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考に、効果的な契約を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約に関する情報については、ホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する。 			
<p>3. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算</p> <p>(2) 収支計画</p> <p>(3) 資金計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額は、単年度300百万円。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・収支計画 ・資金計画 <ul style="list-style-type: none"> ・予見し難い事故等により資金不足となった場合、300百万円を限度として短期借入を行う。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、収支、資金については、それぞれの計画に基づき適正な実施がなされており、着実な実施状況にあると評価できる。 ・平成25年度には、短期借入、重要な財産の処分、剰余金、目的積立金のいずれもなかった。 	

<p>5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 <p>6. 剰余金の使途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。 <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(3) 積立金の使途</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の必要性について不断に見直しを行うとともに、見直し結果を踏まえて、研究所が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。 ・中期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。 			
<p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験施設等の外部の機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者側に立った情報提供を行うとともに、利用料に関する受益者負担の適正化を図る。 ・研究開発の内容に応じて、外部研究機関の大型実験施設を活用する。 ・施設整備計画に基づき、施設等の 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験施設等の外部の機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。そのため、主な施設について外部の機関が利用可能な期間を年度当初に公表するなど利用者側に立った情報提供を行う。 ・施設整備計画に基づき、施設等の計画的な整備・更新等を行うとともに、適切な維持管理に努める。 	<p>—</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に主な施設について外部研究機関が利用可能な期間を公表し、研究所の業務に支障ない範囲で施設等の効率的利用を図ったほか、施設整備計画に従った計画的な整備、更新等による適切な維持管理が行われており、着実な実施状況にあると評価できる。 ・施設・設備に関する計画については、中期計画、年度計画に沿って着実に実施されていると評価できる。 	

<p>計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり発揮し得るよう、適切な維持管理に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有資産の必要性について、不断に見直しを行う。 				
<p>(2) 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な業務運営を行うため適正な人員配置に努めるとともに、多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取組を進める。 ・研究開発業務の推進のため、人事評価システムにより職員の意欲向上と能力の最大限の活用等を図る。 ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表する。 ・人件費（退職手当等を除く。）については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」に基づき、平成23年度まで削減を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な業務運営を行うため適正な人員配置に努めるとともに、人材活用等方針に基づき、多様な個人が意欲と能力を発揮できる環境の形成に資する取組を進める。 ・研究開発業務の推進のため、人事評価システムにより職員の意欲向上と能力の最大限の活用等を図る。 ・給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、その適正化に取り組むとともに、取組状況を公表する。 ・国家公務員に準じた人件費削減の取組みを引き続き行う。 	<p style="text-align: center;">A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する計画は、中期計画、年度計画にしたがって着実に実施されたと評価できる。 ・行政支援型の研究開発独法としてのミッションを全う出来るよう適切な人事管理（採用、評価等）を行うとともに、給与水準等についても適切な状況が維持されており、着実な実施状況にあると評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究職の人員配置については、男女比等の多様性を考慮してバランスのとれたものとなるよう努められたい。

<記入要領> 項目ごとの「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」欄に理由を記入する。

SS：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

S：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

A：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

B：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

C：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

- ・SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。
- ・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点の分布状況（項目数合計：15 項目） （15 項目）

SS	0 項目	
S	4 項目	
A	11 項目	
B	0 項目	
C	0 項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

研究開発関連のうち、①社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応、⑥技術の指導等、⑦成果の普及等及び⑨国際地震工学研修の着実な実施の 4 項目を S（中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある）と評価した。これらの成果が計 8 件の国の技術基準に結実したことは高く評価されてよい。また、スペイン語による耐震工学研修コースを自ら新たに提案し、実施にこぎつけたことも、特筆すべき実績と認められる。他の 11 項目についてはいずれも着実な実施状況にあることを確認し、これらを総合して平成 25 年度の業務実績を A（中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある）と評価した。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

・課せられた任務の大きさとリソースの制約から、他機関との共同、連携をより積極的、戦略的に進める必要がある。

（その他）

・技術革新の誘導、建築分野の生産性向上、技能者育成等のように、技術基準の策定という建築研究所の研究業務の主目標とは直接的関連が薄いものの、きわめて緊急性の高い今日的課題が多くある。これらに建築研究所として、あるいは国としてどのように対処するかについて、大所、高所からの議論が必要ではないか。
 ・複数年度にまたがる課題への取り組みに対する年度ごとの評価においては、年度評価の考え方を確認の上、次年度の業務実績報告書等の作成時に留意されたい。

総合評定 （SS, S, A, B, C の 5 段階） A	（評定理由） 項目別の評価を総合して、A 評価とした。
--	------------------------------------

	実績	評価
<p>1 政府方針等</p> <p>○ 過去の指摘(勧告の方向性、年度評価意見、会計検査院指摘等)を踏まえた取組について明らかにした上での評価。</p>	<p>○勧告の方向性 「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」(政委第30号 平成22年11月26日) <u>(研究業務の重点化)</u> 建築研究所の研究業務については、平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化している。 また、政府の方針を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としている。 <u>(業務の効率的・効果的实施)</u> 平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。研究の実施に際しては、研究の一部を他の機関と共同で取り組むことが効果的・効率的であると見込める場合には、共同研究協定を締結し、適切な役割分担の下で共同研究を実施している。 国際地震工学研修については、研修効果について平成23年度にアンケートを実施し、途上国支援としての研修効果を定量的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的实施に努めている。 <u>(特許等の知的財産権の適正管理)</u> 特許等の知的財産権については、その取り扱いに関する基本方針(知的財産ポリシー)を平成22年度に作成し、平成23年4月より同方針に基づく知的財産権の適切な所得・活用・管理に取り組み、客観性、公益性の確保に努めている。</p>	<p>研究開発にあたっては、改正した研究評価実施要領に基づき、建築研究所が実施する必要性や他の研究機関との重複排除の観点から研究評価を適切に実施し、民間や大学にはできない調査研究へ特化するなど法人の取組は評価できる。</p> <p>特許等への知的財産の適正管理等の観点から、知的財産ポリシーを策定し、それに基づき知的財産権の適切な所得・活用・管理に取り組んでいることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p><u>(効率化目標の設定等)</u> 業務運営全般を通じ経費の節減を進めるものとし、運営費交付金を充当して行う業務については、所要額計上経費及び特殊要因を除き、具体的な目標を以下のとおり中期計画において設定している。 ア)一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度(平成22年度)予算額に対し、本中期目標期間の最終年度(平成27年度)までに15%に相当する額を削減する。 イ)業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに5%に相当する額を削減する。 また、「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月閣議決定)を踏まえた民間競争入札の対象として、平成24年4月からつくば市内の国土交通省関係3機関により施設管理・運営業務について一括調達を実施している。 (給与水準の適正化) 俸給、諸手当等給与水準は、国家公務員の給与と同じであり、引き続き国に準じて厳しく運用する。</p> <p><u>(契約の点検・見直し)</u> 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。また、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p> <p><u>(保有資産の見直し等)</u> 第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断に見直しを行うこととしている。また、知的財産権についても、第3期中期計画において、知的財産権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図ることとしている。</p>	<p>中期計画に業務運営に係る経費の削減を明記し、着実に取り組んでいることは評価できる。</p> <p>契約の点検・見直しについては、「随意契約見直し計画」を着実に実施していることや、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)に基づき、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保していることは評価できる。</p> <p>第3期中期計画において、保有資産の必要性について不断の見直しや、知的財産権の保有目的の明確化を前提とした登録・保有コストの削減等を図ることとしていることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p><u>(内部統制の充実・強化)</u> 建築研究所では、理事長が組織、予算、人事、研究開発など業務運営すべてについて意思決定をしている。これら理事長の内部統制を確実なものとするため、所内では、毎週火曜日に、理事長以下の幹部及び研究支援部門による所内会議を開催するとともに、各研究グループ等においてもグループ内会議を開催している。また、理事長自らが研究グループ・センター及び研究支援部門ごとに職員との定期的な意見交換会も開催しているほか、理事長は、職員に対して統制活動、情報伝達、モニタリングが可能な体制を構築している。さらに、年始には理事長による訓辞を行い、その年の所の方向性を役職員に示している。</p> <p>上述の会議等により、その時々に応じた組織の姿勢やミッションを職員に徹底するとともに、研究開発をする中で覚知した重要な外部情報を所内で共有することが可能となっている。また、会議等の議論の中で、職員の意向の把握、法人ミッション達成を阻害するバリアの把握、業務の必要性や新たな業務運営体制の検討・考察も行うことができている。さらに、課題が発生した場合には、理事長、理事ら幹部と担当部局を中心に組織一丸となって対応案を迅速に作成し、所内に周知徹底できる体制となっており、ミッションや中期計画に基づく業務を円滑に運営するための取り組みを行っている。</p> <p><u>(その他)</u> 複数の候補案件からの選択を要する事業については実施していない。研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるよう公表している。</p> <p>また、実験施設等の効率的利用と自己収入の増大を図るため、これらを外部機関に貸し出している。平成23年7月には、適正な受益者負担とするため、料金を改定している。</p> <p>研究開発の実施にあたって、競争的資金等の外部資金の獲得・活用に努めているところであり、20年度途中からは「一人一件以上申請」の目標を掲げて積極的に取り組んでいる。</p>	<p>各種会議による理事長以下の役職員の情報共有の徹底及び研究所内の方向性の確認など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p> <p>研究評価結果の公表に努めていることや、自己収入の増大を図るために、研究所の実験施設等の効率的利用及び外部機関への貸し出し、競争的資金等の外部資金の獲得・活用について積極的に取り組んでいることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>○年度評価意見 「平成24年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等について意見について」(政委第38号 平成25年12月16日) <u>(内部統制の充実・強化)</u> <リスクの把握及び対応> 「2(2)イ.(イ)内部統制」に記載している。 <u>(人材育成業務に係る成果・効果の明確化)</u> 国際地震工学研修については、平成23年に研修効果を検証するためのアンケートを、平成24年度に研修修了生の職業分析を、平成25年度に各国、各機関の詳細な追跡調査を実施し、途上国支援としての研修効果を客観的に明らかにするとともに、研修業務の効率的かつ効果的な実施に努めている。</p>	<p>各種会議による理事長以下の役職員の情報共有の徹底及び研究所内の方向性の確認など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p> <p>人材育成業務に係る成果・効果の明確化の観点から、国際地震工学研修を実施し、途上国支援としての研修効果を客観的に明らかにしていることは評価できる。</p>

	実績	評価
	<p>○政府の方針 <u>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)</u> 大型実験施設については、平成25年度においても他法人の実験施設を活用した。平成26年度以降も必要に応じて積極的に活用する予定。 平成22年度に研究開発課題の再点検を行い、民間や大学にできない調査研究に特化した。また、その旨を第3期中期計画において明記するとともに、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し「建築研究所が実施する必要性」を評価項目として明記した上で、平成23年度開始の研究開発課題より、事前評価において、建築研究所が実施する必要性や重複排除の観点等も含めて評価を行っている。 政府の方針を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としている。 研究開発課題の選定及び実施に当たっては、従来から外部専門家等による事前評価、事後評価等の研究評価を行ってきたところであるが、平成22年11月に研究評価実施要領を改正し、研究開発の重点化と他の研究機関との重複排除の観点から、建築研究所が実施する必要性を評価項目として明記した。また、研究評価の結果については、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表するとともに、予算配分にあたって適切に反映させている。</p> <p><u>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)</u> 都市再生機構技術研究所を将来的に本法人に移管することの検討については、国土交通省の要請に応じて情報を提供するなど、適切に対応している。 土木研究所との共同調達の実施については、事務用消耗品調達や保守点検業務等の共同調達はすでに実施してきているところである。共同調達については、継続した検討を行っている。</p>	<p>研究開発においては、他の研究機関との適切な役割分担のもと調査研究を実施するため、改正した研究評価実施要領に基づき、建築研究所が実施する必要性や他の研究機関との重複排除の観点から研究評価を適切に実施するなど法人の取組は評価できる。</p> <p>都市再生機構技術研究所を将来的に本法人に移管することの検討について適切に対応していることや、土木研究所との共同調達を実施し、かつ、適切に対応し継続した検討を行っていることは評価できる。</p>

	実績	評価
<p>2 保有資産の管理・運用等</p> <p>○ 保有資産の保有の妥当性について、政府方針、会計検査院の指摘等を踏まえた評価。</p>	<p>「5. 重要な財産の処分等に関する計画」(「7(1)イ. (キ) 保有する実験施設等の見直し」「1(3)②(イ) 知的財産の確保と適正管理」)に記載している。</p> <p>保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしており、平成25年度は、保有する資産のうち、各研究グループ等が管理する実験施設・装置類について、使用状況及び今後の使用見込み等について調査を行った。この調査の結果、寿命や経年の陳腐化等により今後の使用見込みのないものは、平成26年度以降、費用を考慮しながら順次廃棄することとしている。 宿舍及び福利厚生施設は保有していない。</p>	<p>保有資産の必要性について不断の見直しを行い、今後の使用見込みのないものは、費用を考慮しながら順次廃棄するとしており、それに向けて調査を進めたことは評価できる。</p>
<p>3 内部統制</p> <p>○ 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化に係る取組についての適切な評価(特に、最近の独立行政法人をめぐる動き等を踏まえ、ガバナンス機能の発揮、契約事務の適正化等に係る評価について留意)。</p>	<p><ガバナンス機能の発揮> 「2(2)イ. (イ) 内部統制」に記載している。</p> <p><契約事務の適正化> 「2(2)イ. (カ) 契約の適正性の確保」に記載している。</p> <p>(その他の内部統制) 財務については理事長が意思決定を行っているが、監事や会計監査人の監査のほか、契約監視委員会のチェックを受け、結果を公表している。</p>	<p>各種会議による理事長以下の役職員の情報共有の徹底及び研究所内の方向性の確認など内部統制の充実・強化に向けた取組は評価できる。</p> <p>契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めているなどの取組は評価できる。</p> <p>発注前に、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなどの契約事務手続きに係る取組や契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施などの取組は評価できる。</p> <p>財務関係に関する情報を、監事監査等の確認を受けた上で、公表する取り組みは評価できる。</p>
<p>4 その他</p> <p>○ 電子化等による業務の効率化に関する取組状況を明らかにした上での評価。</p>	<p>「2(2)イ. (ア) 業務の効率化」に記載している。</p>	<p>業務の効率化のため、情報化・電子化やアウトソーシングを推進していることは評価できる。</p>

	実績	評価
5 財務状況		
(1) 当期総利益(又は当期総損失)		
○ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。	当期総利益の発生要因は、技術指導等収入等によるものである。住宅・建築・都市に関する技術の向上等の観点から、研究活動の実施状況に留意しつつ、関係機関等からの依頼により適切と認められるものについて技術指導等を行い、研究活動の一環として生じた利益である。	当期総利益の発生要因を明確にしており、それが研究活動の一環で生じた利益であることから法人の取組は評価できる。
(2) 利益剰余金(又は繰越欠損金)		
○ 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないか。	当期総利益同様、研究活動の実施状況に留意しつつ、関係機関等からの依頼により適切と認められるものについて技術指導等を行った結果生じた利益剰余金であるため、過大な利益とはなっていない。	利益剰余金が発生しているが、過大な利益とはなっていないことを確認した。
○ 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性(既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性を含む)。 さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうか。	該当しない。	左記実績欄について該当しないことを確認した。
(3) 運営費交付金債務		
○ 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。	当該年度の運営費交付金交付額による執行率は94.0%となっており、未執行率は6.0%である。 なお、平成24年度以前の運営費交付金交付額による執行率は99.8%となっており、未執行率は0.2%である。 未執行率 6.0%の内訳としては、契約済繰越額が 1.0%、人件費残額が 1.5%、プリンタ等の保守契約に係る前払費用が 0.1%、未契約繰越が 3.4%となっている。	未執行率は決して高くないことから法人の取組は適切であると評価できる。
○ 運営費交付金債務(運営費交付金の未執行)と業務運営との関係についての分析。	運営費交付金債務には、契約済繰越が含まれているものである。	法人の取組は評価できる。

	実績	評価
6 契約		
(1) 契約に係る規程類、体制		
○ 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等。	契約における競争性・客観性・透明性・公正性を確保するため、「独立行政法人建築研究所契約業務取扱規程」において、随意契約によることができる限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めている。	契約における競争性・透明性確保のため、随意契約可能な限度額、契約情報の公表に係る基準等を国に準拠して定めているなど法人の取組は評価できる。
○ 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等。	理事長を委員長とする契約審査会において、仕様書、積算、応募要件、評価基準等について競争性・客観性・透明性・公正性が確保されているかという観点から審査を行い、適正な発注を行った。	発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。
(2) 随意契約見直し計画		
○ 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組。	平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえて策定・公表した「随意契約の見直し計画」に基づき、平成20年度から真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行した。また、平成21年度に開催した契約監視委員会の点検結果を踏まえ、平成22年6月に策定・公表した「随意契約等見直し計画」に基づいて、契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施等に取り組んでいる。 平成25年度の随意契約の状況は、8件で17,598千円となっており、その割合は件数ベースで11.9%、金額ベースで4.4%である。これら8件の随意契約はいずれも民間企業との契約であり、公益法人との契約はなかった。	契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施など法人の取組は評価できる。
(3) 個々の契約		
○ 個々の契約の競争性・透明性の確保。	理事長を委員長とする契約審査会において、仕様書、積算、応募要件、評価基準等について競争性・客観性・透明性・公正性が確保されているかという観点から審査を行い、適正な発注を行った。	発注前には、契約審査会において、発注内容が適切かどうかを審査しているなど法人の契約事務手続に係る取組は評価できる。